

名古屋市告示第31号

指定一般相談支援事業等の廃止について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の25第2項及び第51条の25第4項並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の32第2項の規定により、指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者並びに指定障害児相談支援事業者から、次のとおり廃止の届出がありました。

令和8年1月26日

名古屋市長 広沢一郎

事業者（設置者）の名称及び主たる事務所の所在地	事業所（施設）の名称及び所在地	サービス等の種類	事業所番号	廃止年月日
一般社団法人しん 名古屋市西区花の 木三丁目16番28号	相談支援事業所ね っと	一般相談支援 特定相談支援	2330200268	令和7年 10月31日
	名古屋市西区花の 木三丁目17番14号	障害児相談支 援	2370200269	令和7年 10月31日
合同会社B E A P 名古屋市中区松原 一丁目 3番 5号	相談支援事業所か わうそファミリー	特定相談支援	2338500255	令和7年 10月31日
	名古屋市緑区有松 町大字桶狭間字愛 宕西23番第 500番 地	障害児相談支 援	2378500231	令和7年 10月31日

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課